

普通交付金の年度末スケジュールについて（案） （2月診療分の請求・支払）

3月5日 3月現物① 1月診療分の審査確定額＋2月診療分の概算支払資金額等（例月どおり）

3月22日頃 3月現物② 2月診療分のレセプト受付額（審査確定前の電子請求分・一定額）
－2月診療分の概算支払資金額

- 一定額＝紙請求分＋査定差額等の見込み
（国保連が県と調整の上、2月中旬に市町村に提示予定）
- 3月現物③の際に還付が生じるよう請求する。

4月5日 3月現物③ 2月診療分の審査確定額－2月診療分のレセプト受付額

- 3月現物③については県から国保連への直接払いを取りやめる。
- このため、国保連への支払いが生じた場合、支払いが生じた全ての市町村について、県から市町村に支払い、市町村から国保連に支払う。

- 4月5日には、併せて翌年度の4月現物の請求も行う（例月どおり）。